（消費・安全部の所掌事務）

第二百九十一条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

八～十一　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二～十三　（略）

（地理的表示監視官）

第三百四条の二　事業支援課に、地理的表示監視官一人を置く。

（削る）

（削る）

2　（略）

（消費・安全部の所掌事務）

第二百九十一条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

七～十　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二～十三　（略）

（食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示監視官）

第三百四条の二　事業支援課に、食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示監視官それぞれ一人を置く。

2　食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　教育ファーム推進専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　地理的表示監視官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（消費生活課の所掌事務）

第三百六条　消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　教育ファーム推進専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（機械化指導官）

第四百八条　林業機械化センターに、機械化指導官六人を置く。

2　（略）

（消費生活課の所掌事務）

第三百六条　消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（消費者行政専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（機械化指導官）

第四百八条　林業機械化センターに、機械化指導官七人を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。